

第8回

館内閲覧用

令和元年度
(2019)

温故創生館 館内閲覧

第8回 鞠智城跡

持出厳禁

「特別研究」成果報告会

発表レジュメ集

日時：令和2年（2020年）3月8日（12:40～17:40）

場所くまもと県民交流館パレア パレアホール

主催 熊本県教育委員会

後援 熊本県文化財保護協会



温故創生館 受付

第8回
鞠智城跡「特別研究」成果報告会

日時：令和2年3月8日（日） 12:40～17:40

場所：くまもと県民交流館パレア パレアホール（テトリアくまもとビル10F）

主催：熊本県教育委員会

後援：熊本県文化財保護協会

日 程

12:40 オープニングイベント

映像上映、ころう君出演

13:00 開会

あいさつ 熊本県副知事 小野 泰輔
来賓紹介

13:10 基調講演 13:10～14:10 (P. 1～13)

「南九州と肥後国」
永山 修一（ラサール高等学校・中学校教諭、鹿児島大学・鹿児島県立短期大学非常勤講師）

14:15 報告① 14:15～14:55 (P. 14～18)

「8世紀の国際情勢及び古代日本の対外措置からみる鞠智城の機能変遷過程に関する試論 -Ⅲ期・Ⅳ期8世紀第4四半期を中心に-」
新飼 早樹子（ソウル大学校人文大学国史学科博士後期課程）

14:55 休憩 14:55～15:10

15:10 報告② 15:10～15:50 (P. 19～25)

「律令国家と「鼓」 -「鼓自鳴」記事との関わりから-」
土居 嗣和（早稲田大学高等学院・成城高等学校非常勤講師）

15:50 報告③ 15:50～16:30 (P. 26～30)

「律令国家の軍事行政における鞠智城」
古田 一史（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程）

16:30 報告④ 16:30～17:10 (P. 31～37)

「氏族からみた古代肥後の地域社会と鞠智城」
溝口 優樹（大阪大学大学院文学研究科助教）

17:10 講評 17:10～17:30

小畠 弘己（熊本大学大学院人文社会科学研究部教授）
佐藤 信（大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事・東京大学名誉教授）

南九州と肥後国

永山修一（ラ・サール学園）

はじめに

史料1 『古事記』大八洲生成条

次いで、筑紫島を生む。此の島亦身一にして面四有り。面毎に名有り。故に、筑紫国を白日別と謂ひ、豊国を豊日別と謂ひ、肥国を建日向日豊久士比泥別と謂ひ(割注略)、熊曾国を建日別と謂ふ。

とあって、筑紫島（九州島）は大きく4つに区分されていた。この4つの地域がそれぞれ分けられて、9つの令制国となっていくが、その初見は表1のようになっている。

表1 九州の令制国の初見

『古事記』	令制国	初見年	出典
筑紫国	筑前国	文武二年（698）	『続日本紀』文武二年三月己巳条
	筑後国	持統四年（690）	『日本書紀』持統四年十月乙丑条
豊国	豊前国	大宝四年（704）	大宝二年豊前国戸籍
	豊後国	文武二年（698）	『続日本紀』文武二年九月乙酉条
肥国	肥前国	神龜二年（725）	平城宮木簡二八六・二九三
	肥後国	持統十年（696）	『日本書紀』持統十年四月戊戌条
熊曾国	日向国	文武二年（698）	『続日本紀』文武二年九月乙酉条
	薩摩国	和銅二年（709）	『続日本紀』和銅二年六月癸丑条
	大隅国	和銅六年（713）	『続日本紀』和銅六年四月乙未条

令制国の成立の契機については、天武十二～十四年（684～686）にかけての伊勢王らによる国境を確定とする説と、飛鳥淨御原令による戸籍（庚寅年籍、690年）作成とする説があるが、いずれにしても筑後国が初見する持統四年（690）までには筑紫大宰管下に筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向の七国が成立していたらしく、『古事記』大八洲生成条は、九州島における令制国成立直前の状況を反映していると考えられる。この時期の日向国を広域日向国と呼んでおく。

1 令制国成立以前の南九州と肥後地方

『日本書紀』景行天皇十二年八月己酉（十五日）条以下には、景行天皇の九州巡幸に関する記事が見える（図1）。また、『延喜式』兵部省に見える南九州の古代駅路は、内回り（日向～肥後）と外回り（日向～大隅～薩摩～肥後）の2つのルートがある（図2）。なお、熊本県芦北町花岡木崎遺跡で佐敷駅に関わる木簡が出土している。

ここでは景行天皇の巡幸ルートと内回りのルートが近似していることに注目したい。津田左右吉 1963 は「遠隔の地方に対する天皇の親征もしくは巡幸といふやうなことは歴史

的事実として大化以前にはその例が無く、百濟救援の際に於ける齊明天皇のツクシ行幸がかういふことの最初らしいから、此の物語（九州巡幸説話）もさういふ事例のあった後、またそれに基づいてでなくては、構想し得られなかつたのではなからうか。」としており、内回りルートは、齐明朝ころの実態を反映している可能性が大きい。齐明朝ころ、後の薩摩・大隅国には、政府の支配が充分には及んでいない地域が存在していたと考えられる。

図 1



『日本書紀』景行天皇の巡幸ルート

(永山修一 1998)

図 2



南九州の古代官道 (永山修一 2009)

時代をさかのぼって古墳時代の考古学的な知見を見てみると、板石積石棺墓（地下式板石積石室墓）の分布は、沿岸部では芦北地方、出水地方、川内川下流域に、内陸部では、川内川中・上流域、球磨盆地、都城盆地、島嶼部では五島列島、天草南部、長島の小地域に分けることができる（藤井大祐 2009）。前期後葉に川内川上流の大口・えびの盆地で築造が始まって、中期前葉にピークを迎える、後期の確実な例は無いとされる。肥後国南部と南九州（日向・大隅・薩摩）に分布していた板石積石棺墓は、古墳時代の後期になると姿を消す。

次に、成川式土器の問題について見てみる。成川式土器は南九州でつくられた弥生時代後期から古代（9世紀）にまで及ぶ土器形式で、中津野式→東原式→辻堂原式→笹貫式（古段階・古墳時代後期）→笹貫式（新段階・飛鳥～奈良時代）と変遷する。笹貫式古段階になると、志布志湾沿岸と出水地方では分布がみられなくなる（中村直子 2015）。志布志湾岸は、古墳時代中期に唐仁大塚古墳（全長 154m、5世紀初頭、九州で 3位）、横瀬古墳（全町 140m、5世紀前半）など九州でも最大規模の前方後円墳が造られている。この地域の勢力が、のちの大隅直氏につながると考えられる。

一方、古墳時代後期に薩摩半島の大部分は無古墳地帯となるが、長島（鹿児島県長島町）

と黒之瀬戸を挟んでその対岸の脇本地区（鹿児島県阿久根市脇本）には古墳時代後期の横穴式石室をもつ古墳群が存在する。鹿児島県域では、横穴式石室を持つ古墳は、この地域に限られる。成川の笠貫式土器がみられない出水地方はこの北側（肥後側）にある。

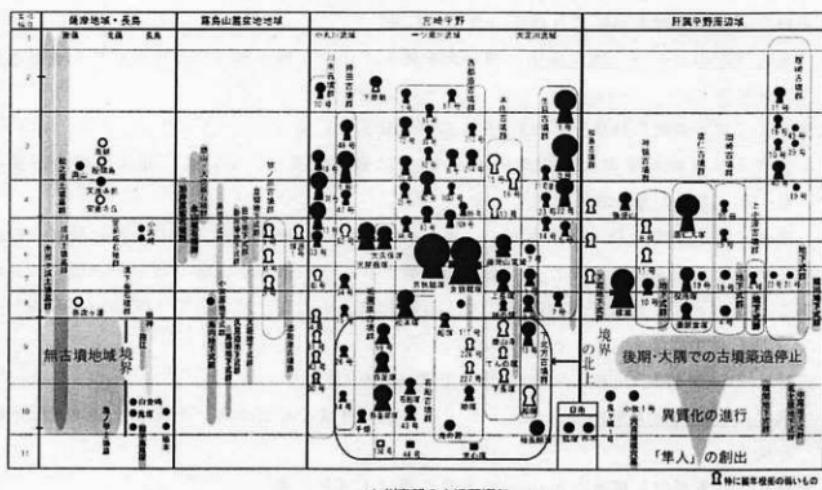


図3 橋本達也 2015

近年の発掘調査の成果により、古墳時代の南九州像の転換が見られる。ごく簡単まとめると、高塚古墳の分布に見られるように、中期まではさまざまな面で南九州とヤマトとの関わりが知られるが、後期になると、薩摩・大隅地方では、前方後円墳がまったく作られなくなり、また多くもたらされていた甲冑が見られなくなる。さらに、鐵鏃の形態は独自性を強め、畿内産須恵器や竈付き住居もほとんど検出されない。こうした状況を、橋本達也は「列島の中での異質化の進行」と評価しており、「本来、多様性の範疇にあった九州南部の諸様相が、後期には他地域の古墳文化と比して個性的な様相が顕在化し、その様相は他地域との差が拡がり続け、7世紀段階には相当に異なった習俗を形成した可能性が高い。すなわち、古墳時代後期以降の政治的関係をもとに、ネットワークの変質、連携の脆弱化・疎外化が進行し、九州南部は新たな文化・情報から乖離し、個性化の道を進んだのである。その結果として、7世紀後半の律令国家の形成に当たっては、化外の民としての位置づけが創出されるのである。」と述べている(橋本達也 2007・2012)。

I-2 隼人の朝貢開始

南九州に居住する人々は隼人とよばれることになるが、彼らの姿が実態を伴って確認できるのは、天武十一年(682)のことである。これは、吉川真司 2011 のいう「天武十年の転換」(軍国体制から平時体制へ)をうけてのことであると考えられる。

史料2『日本書紀』天武十一年(682)七月甲午(三日)条

隼人多く來たり、方物を貢す。是日、大隅隼人、阿多隼人と朝廷に相接す。大隅隼人勝つ。

史料3『日本書紀』同年七月戊午(廿七日)条

隼人等を明日香寺の西に壇す。種々樂を發す。仍りて祿を賜ふこと各差有り。道俗悉く之を見る。

史料4『日本書紀』持統元年(687)五月乙酉(廿二日)条

皇太子、公卿百寮の人等を率いて、預宮に適き懲哭す。是に於て隼人大隅・阿多の
ひよこのかみ
魁帥、各己が衆を領して互に^{しのびごと}膝を進む。

朝貢を行った隼人たちは、大きく大隅と阿多に分けて把握されており、また飛鳥寺の西の広場という国家的行事が行われる空間で壇され、その様子を道俗（僧侶や庶民）に見せることによって、さらに天武天皇に対する誄を奉上することによって、天皇への服属を示し、天皇の偉大さを示すこととなった。

史料5『日本書紀』持統三年(689)正月壬戌(九日)条

筑紫大宰粟田真人朝臣ら、隼人一百七十四人、并せて布五十疋、牛皮六枚、鹿皮五十枚を獻る。

史料6『日本書紀』持統六年(692)閏五月乙酉(十五日)条

筑紫大宰率河内王等に詔して曰く、宜く沙門を大隅と阿多に遣して仏教を伝えしむべし。これらの史料によれば、隼人支配には筑紫大宰が責任を持つ体制が取られており、仏教による教化も試みられていたことがわかる。

2 令制国成立以後の南九州と肥薩地方

2-1 三野・稻積城の問題

鞠智城の設置目的については、大きく①对外防衛、②対隼人の2つの説がある。

史料7『続日本紀』文武二年(698)五月甲申(廿五日)条

大宰府をして大野・基跡・鞠智の三城を繕治せしむ。

という記事があり、大野・基跡城が①の目的で築造されていることは明らかであって、その構造にも共通するところが多いから、鞠智城に①の目的があったことは確実であると思われる。

史料8『続日本紀』文武三年(699)十二月甲申(四日)条

大宰府をして三野・稻積の両城を修せしむ。

この記事にみえる三野・稻積城の所在地が②の問題とも関わってくる。その所在地については、(ア)北部九州説、(イ)南九州説がある。従来の隼人研究の中では(イ)で理解されることが多かった(井上辰雄 1974・永山修一 2009)。しかし、近年(ア)の理解が改めて評価されてきている(鈴木拓也 2010・熊谷公男 2019b)。

さて、この2城の修築については、覓國使剽劫（襲撃）事件との関わりの中で理解すべきなのではないかと考える。この事件に關係する史料を以下に掲げよう。

史料9『続日本紀』文武二年(698)四月壬寅(十三日)条

務広式文忌寸博士等八人を南島に遣して、国を覗めしむ。因りて戎器を給ふ。

史料7『続日本紀』文武二年(698)五月甲申(廿五日)条

大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕治せしむ。

史料10『続日本紀』文武三年(699)七月辛未(十九日)条

多懶・夜久・菟美・度感等人、朝宰に從ひて來り、方物を貢ず。位を授け物を賜ふこと、各差有り。其の度感島の中國に通ずること是に始まれり。

史料11『続日本紀』同年八月己丑(八日)条

南島の獻物を伊勢大神宮及び諸社に奉る。

史料12『続日本紀』同年十一月甲寅(四日)条

文忌寸博士・刑部真木等南島より至る。位を進むること各差有り。

史料8『続日本紀』文武三年(699)十二月甲申(四日)条

大宰府をして三野・稻積の両城を修せしむ。

史料13『続日本紀』文武四年(700)六月庚申(三日)条

薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君縣・助督衣君彌自美、また肝衛難波、肥人等を従へ、兵を持ちて、覓國使刑部真木等を剽劫す。是に於て、竺志惣領に勅して、犯に准じて決罰せしむ

覓國使剽劫事件は、政府が南島調査のために派遣した使節が、文武二～三年に薩摩（後の薩摩国薩摩郡）・衣（後の薩摩国額姓郡か）・肝衛（後の大隅国肝属郡）の勢力によって襲撃されたというものであり、文武三年十一月に帰朝した刑部真木らによって政府に報告された。政府はこれを南九州支配に大きな障害と位置づけたはずである。一連の流れをみると、翌十二月政府は南九州に置かれていた三野・稻積両城の修造を命じる一方、関係者の処罰を命じ、翌年六月までに处罚を終えたと考えられるのではないだろうか。

南九州説では、三野城を後の日向国児湯郡三納郷、稻積城を後の大隅国桑原郡稻積郷に比定し、両郡は国府所在郡となるから、7世紀後期の段階で広域日向国の要地に軍事施設を設置していた可能性が高いと考えられる。

熊谷公男 2019b は、山城と城柵の名称を検討し、東北の城柵の場合、郡名と一致するものは政府に象徴される地域支配の拠点であり、例外的に郡名と一致しない城柵は戦略的拠点に設置されたものとする。西日本の山城名が総じて郡名に一致しないのは、山城の所在地である山など、郡よりも下位の小地名を名称としたからとする。

三野・稻積とともに、郡名には一致しないが郷名には一致する。南九州支配のために設置していた軍事施設を拡充して、次にみるように領域支配の拠点たる柵に格上げしたという理解も可能になるのではないだろうか。

このように考えるならば、②の対隼人を目的を直接的に担っていたのは三野城・稻積城

であり、鞠智城の役割はあったとしても後方支援的なものであったとすることができるのではないだろうか。しかし一方で、肥後国自体は南九州の支配に重要なそして直接的な役割を果たしていた。

2-2 薩摩国の設置

政府は、大宝元年(701)に大宝律令を完成させ、南九州に対しても、律令制度の浸透をはかったが、それに対する抵抗が起つた。

史料 14『続日本紀』大宝二年(702)八月丙申(一日)条

薩摩と多羅、化を隔て命に逆ふ。是に於て兵を発し征討す。遂に戸を校し吏を置く。

史料 15『続日本紀』同年九月戊寅(十四日)条

薩摩隼人を討つ軍士、勲を授くること各差有り。

史料 16『続日本紀』同年十月丁酉(三日)条

是より先、薩摩隼人を征するの時、大宰所部の神九處に祈祷し、實に神威に頼りて遂に荒賊を平ぐ。ここに幣帛を奉り以て其の祈に賽す。唱更の國司等〔今の薩摩国也〕言す、国内要害の地に於て、柵を建て成を置きて之を守らんことを。焉を許す。

一般に「大宝二年の対隼人戦争」とよばれる事件であり、軍事衝突の原因是「戸を校し吏を置く」ことにあった。そして、抵抗を押さえ込んだ後、国内要害の地に、柵を建て成(守備兵)を置いたことがわかる。

この時の征隼人軍の兵力について、小野毛野や佐伯大麻呂・太安万侶らが大宝二年の征隼人軍の首脳部を形づくったと考えられており(林陸朗 1979・山田英雄 1987)、正倉院に残る大宝二年の戸籍(完成は大宝四年ころ)の中に、筑前国嶋郡川辺里(福岡県糸島市)・豊前国上三毛郡塔里(福岡県築上郡上毛町)・豊前国仲津郡丁里(大分県中津市)に勲位を帯びた人々が確認できる。勲位は基本的に軍功に応じて授けられることになっていたから、大宝二年の対隼人戦争は、大宰府大式・少式を最高司令官とし、その下に大宰府官人や管下の国司、そして国司の下に大領(郡司の長官)を含む多数の兵士を動員したものであり、大宰府の組織を主体としたものであったと考えられる(松本政春 2003)。とすれば、隣接する肥後国から多くの兵力が動員されたと考えられる。

2-3 高城郡・出水郡について

薩摩国高城郡は、国府所在郡であり、「高城」という名は軍事施設の存在をうかがわせるものである。史料 16 のように、政府は支配の拠点として柵を建て成(守備兵)を配備した。この成は柵戸であったと考えられる。柵戸については、

史料 17『続日本紀』天平神護二年(766)六月丁亥(三日)条

日向・大隅・薩摩三国に大風、桑麻損じ尽くす。詔して柵戸の調庸を収むること勿らしむ。

とあって、8世紀中期の段階でも、日向・大隅・薩摩の3国に柵戸が配備されていたことがわかる。

表2 『和名類聚抄』に見える大隅国・薩摩国の郡郷名

	郡名	郷名
日向国	臼杵郡	氷上 智保 英多 刈田
	兒湯郡	三納 稔北 大垣 三宅 親於 韓宅 平郡(平群) 都野
	那珂郡	夜開 新居 田島 物部
	宮崎郡	鉄肥 田邊 島(島江) 江口(江田)
	諸県郡	財部 県田 瓜生(国内、野を加えて宇利布乃と云う) 山鹿 穂佐 八代 大田 春野
隅田国	菱刈郡	羽野 出野 大水 菱刈
	桑原郡	大原 大分 益國 答西 稲積 広西 桑善 仲川(国、中津川の三字 を用う)
	唄歌郡	葛例 志摩 阿氣 方後 人野
	大隅郡	人野 大隅 謂列 始臍 桃寝
	始羅郡	野裏 車占 鹿屋 岐刀
	肝風郡	桑原 鹿屋 川上
	馴謫郡	謫賢 信有
薩摩国	熊毛郡	熊毛 幸毛 阿枚
	出水郡	山内 勢度 倍家 大家 國形
	高城郡	合志 鮎田 醉木 宇土 新多 託万
	薩摩郡	遊石 幡利 日置
	甑島郡	管々 甑島
	日置郡	富多 納薩 合良
	伊作郡	利納
	阿多郡	鷹屋 田水 葛例 阿多
	河邊郡	川上 福積
	頬娃郡	開聞 頬娃
	揖宿郡	揖宿
	給黎郡	給黎
	谿山郡	谷山 久佐
	覽島郡	都萬 在次 安蘿

表2をみると、薩摩国高城郡には、合志・鮎田・宇土・託万の4郷が見えるが、これはいずれも、肥後の郡名に一致するから、肥後國からの計画的移民によって、高城郡を建郡し、ここに国府を置いたと考えられる。この4郷のうち、薩摩國託万郷は、現在の薩摩川内市中郷に宅満寺という寺院があったことによって、国分寺から北東へ1kmほどのきわ

めて近い位置に比定されている。宅満寺自体は戦国時代の創建とされているが、江戸後期に薩摩藩がまとめた地誌である『三国名勝図会』によれば、その名は「宅満島」という地名に由来するとされている。また、国分寺から東南へ 1km ほどに位置する大島遺跡では、竈付き住居が検出され、出土する土器は、宇城地方（宇土・益城）のものと考えられるという。

さて、高城郡が移民による郡とすれば、その北に位置する出水郡はどのように理解すればよいだろうか。

史料 18 「天平八年薩摩國正税帳」出水郡

- 15 大領外正六位下歎七等肥君 病
- 16 少領外從八位下歎七等五百木部 死
- 17 主政外少初位上歎十等大伴部足床
- 18 主帳无位 大伴部福足

正倉院に残る「天平八年薩摩國正税帳」は、薩摩国の天平八年(736)の収支決算報告書であり、史料 18 はその中から出水郡司の位署の部分をあげたものである。ここに見える郡司は「肥君」「五百木部」「大伴部」で、いずれも隼人とは考えられず、肥後國で確認できる姓である。また、出水郡の郷名の中に、肥後國の郡名と一致するものではなく、肥後國からの計画的移民がおこなわれたとは考えられない。そして 4 人中 3 人までが歎位を帯びている。すでに見ておいたように、歎位は基本的に軍功に応じて授けられるものであり、例外的に神亀元年(724)二月聖武天皇の即位に関連して内外文武職事らに歎 1 級が授けられた。出水郡の大領・少領・主政はいずれも神亀元年の段階ですでに歎位を帯びていたのであるが、これは養老四年(720)までに 4 回起った対隼人戦争における軍功に対して与えられたものと考えざるを得ない。また、出水市大坪遺跡でも竈付き住居が検出され、その土器は宇城地区の物に近いとされる。

史料 19 『万葉集』巻三 (245 番・246 番・247 番・248 番)

長田王、筑紫に遣され水島に渡る時の歌二首

聞きしごと まこと尊く くすしくも 神さびをるか これの水島

芦北の 野坂の浦ゆ 船出して 水島に行かむ 波立つなゆめ

石川大夫和歌一首 [名闕]

沖つ波 辺波立つとも 我が背子が 御船の泊り 波立ためやも

右、今案するに、從四位下石川宮麻呂朝臣は慶雲年中に大式に任す。又正五位下石

川朝臣吉美侯は、神亀年中に小式に任す。両人の誰か此歌を作るかを知らず。

又長田王作歌一首

隼人の 薩摩の瀬戸を 雲居なす 遠くも我れは 今日見つかるかも

『万葉集』には、史料 19 のように「隼人の薩摩の瀬戸」を詠んだ歌があつて、この前後の歌の配列は和銅(708 ~ 715)以前と考えられるから (『新編日本古典文学全集 万葉集①』小学館 1994 の頭注)、慶雲年中(704 ~ 708)に「隼人の薩摩の瀬戸」 = 黒之瀬戸が、公

民の住む世界と隼人の住む世界の境界と意識されていたことがわかる。

第1章で見たように、古墳文化のあり方から見ても、黒之瀬戸付近に、一つの境界を設定することができる。長島は、『続日本紀』宝亀九年(778)十一月乙卯(十三日)条の遣唐使船来着記事に「肥後国天草郡西仲島」と見えており、中世段階まで肥後国天草郡とされていたことからみて、出水郡域は、本来肥後国の管下にあり、薩摩国を設置するにあたって、出水郡域を薩摩国に移管し、さらにその南に肥後の4郡から移民をおこなって高城郡を設置し、そこに国府を置いたと考えられる。

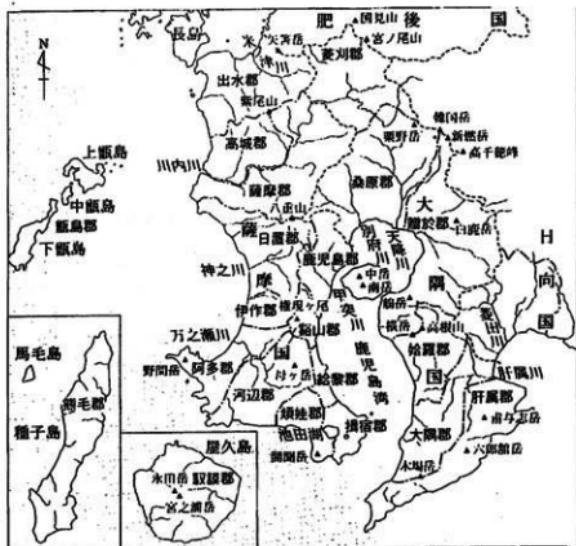


図4 南九州の国郡（『鹿児島県の歴史』1999）

2-4 大隅国の設置

ついで、大隅国の成立について簡単に見ていくが、その前提として、出羽国の成立について確認しておきたい。越後国出羽郡は、和銅五年(712)九月二十三日に出羽国に昇格し、同年十月一日に陸奥国から置賜郡と最上郡が^{せいたぐ}^{さいか}隸けられて出羽国としての体制が整った。その後、和銅七年(714)十月二日には尾張・上野・信濃・越後の4カ国の民を200戸ずつ移させ出羽の播磨とする戸とを命じた。

大隅国に成立に関わる史料は以下のようである。

史料20『続日本紀』和銅六年(713)四月乙未(三日)条

丹波国五郡を割きて、始めて丹後国を置く。備前国六郡を割きて、始めて美作国を置く。

日向国肝坏^{かんがい}・贈於^{さけい}・大隅^{おおすみ}・始^{はじ}穢^穢の四郡を割きて、始めて大隅国を置く。

史料 21『続日本紀』同年七月丙寅(五日)条

詔して曰く、授くるに勲級を以てするは、本、功有るに據る。若し優異せば、何を以てか勅獎せむ。今隼^{しのんぞく}賊を討つ將軍、并せて士卒ら、戰陣に功有る者一千二百八十余人に、並に宜く勞に隨ひて勲を授くべし。

史料 22『続日本紀』和銅七年(714)三月丁酉(十五日)条

隼人は昏く荒く野心にして、未だ憲法を習はず。因りて豊前國の民二百戸を移して、相勧め導かしむるなり。

大隅国は、日向国から分置されることになったが、その際隼人との軍事衝突が起こっていった。これを鎮圧した翌年、隼人を教導するために豊前国から 200 戸の移民を行った。ただし、表 2 によれば、国府所在郡である大隅国桑原郡に、豊国・大分・仲川(国内では中津川)の 3 郷が見え、豊国・仲川は豊前国、大分は豊後国との関連が想定されており、また、『延喜式』神名帳の嚮原郡に見える韓國宇豆峯神社も、豊前系の神を祀ったものと考えられている。移民は豊前・豊後国から行われていたことがわかる。

3 南九州への移民について

前章で、肥後国から薩摩国高城郡へ、豊前・豊後国から大隅国桑原郡への移民についてみておいた。ここでは、さらに文献資料や出土文字資料等から人々の移動についてみていくことにする。

肥後国から日向国への移民については、それを明確に示す史料はないが、表 2 によれば、日向国諸県郡に山鹿・八代という肥後国の郡名に一致する郷が確認できる。山鹿の遺称地は不詳であるが、八代は現在の宮崎県国富町の八代北俣・八代南俣を遺称地とする。8世紀代にあった肥後国の玉名・山鹿・菊地・阿蘇・合志・飽田・託麻・益城・宇土・八代・天草・葦北・球磨の 13 郡のうち、山鹿・合志・飽田・託麻・宇土・八代の 6 郡から日向・薩摩国への移民が行われたことがわかる。

なお、宮崎県都城市早鈴町の上ノ園第二遺跡では「秦」の墨書き土器が出土している。九州では秦姓は「大宝二年豊前国戸籍」(正倉院文書)に見られる一方、鞠智城跡で「秦人忍口〔米力〕五斗」の木簡が出土していることから、豊前・肥後のいずれかからの移民の可能性が考えられる。

薩摩国への移民について見てみる。すでに述べておいたように、薩摩国高城郡は、その郷名から見て肥後国合志郡・飽田郡・託麻郡・宇土郡からの移民によって設定された。

「天平八年薩摩國正税帳」には、薩摩郡主帳として肥君広龍・阿多郡主帳として建部神島が見えるが、これは隼人郡内の文書行政を担わせるために、肥後から送り込まれた人物と考えられる。

表 3 は、薩摩国内で出土した氏族名の記された墨書き土器をまとめたものである。これに見える「肥道里(岡)」「達」「久米」「大伴」「春」「日」「日下?」は、肥後国肥君、達

部、久米部、大伴部、春日部、日下部などとの関連も想定され、「酒井」については豊前国から直接、あるいは大隅国を経由して入ってきた人に関わるとも考えられる。

指宿市敷領遺跡では、「建」の墨書き土器が見つかっており、また8世紀後半の荒尾産の須恵器が出土している。

これらの移民がいつ頃行われたのかについて、南九州では隼人支配が最も重要な課題になっていた8世紀の初頭に行われたと考えるのが自然である。

しかし、宮崎県西都市宮ノ東遺跡、高鍋町下耳切第三遺跡、都城市横市中原遺跡・外ノ口遺跡では、豊前で作られる企敷型甕、豊後国の豊後系甕が出土しており、これらは8世紀後期～9世紀初頭のものとされているから、人々の移動は8世紀前半に限られるものでなかったことがわかる。

これからすると、肥後国から薩摩国への人の移動が、8世紀後半以降も引き続き行われていた可能性も考えなければならない。

表3 薩摩国で氏族名墨書き土器を出土した遺跡

遺跡名	墨書きされた文字
鹿児島市横井竹之山遺跡	「肥道里(岡)」
鹿児島市東俣町湯屋原遺跡	「大伴」
鹿児島市不動寺遺跡	「日下?」
いちき串木野市市ノ原遺跡第1地点	「春」
薩摩川内市成岡遺跡・西ノ平遺跡	「日」
南さつま市加世田川畑上加世田遺跡	「久米」
南さつま市金峰町芝原遺跡	「酒井」
南さつま市金峰町筆付遺跡	「建」
指宿市敷領遺跡	「建」

おわりに

養老四年(720)二月の隼人による大隅国守殺害事件を発端として、最大規模の対隼人戦争が起こった。大伴旅人を征隼人時節大将軍として1万人以上の兵力を動員し、1年以上かけて鎮圧した政府は、隼人に対する律令制の完全適用を擱上げした状態で、徐々に律令制を浸透させる方針に切り替えた。この軍事行動にも、肥後国は兵力や兵站の供給源となつたはずである。

史料17から見るようく、8世紀後期に入るころ、日向・大隅・薩摩には柵戸が置かれていたが、このころにはほとんど軍事的緊張関係は消滅していたようである。肥後国と南九州の関係性についても、変化が生じたと考えられる。

国分寺の建設およびその維持に関して、『弘仁式』主税には、

史料 23『弘仁式』主税

肥後国。正税公麻各四十万束。国分寺料八万束【当国六万束。薩摩国二万束】。府官公
麻三十五万束。

日向国。正税公麻各十五万束。国分寺料三万束【当国一万束。大隅国二万束】。

とあって、薩摩国国分寺の維持財源にあてる出舉は肥後国で実施されていたことがわかる。なお、薩摩国国分寺創建時の軒丸瓦については、肥後国分寺の創建瓦との類似性が強く、肥後国分寺瓦屋から瓦工人を含む援助があったとする説（梶原義実 2010）や、薩摩国分寺の軒丸瓦は、日向・大隅国分寺と同様の瓦当と丸瓦の接合法を用いており、軒平瓦は肥後国分寺のそれと共通する作りをしているとする説もある（早川和賀子 2017）。いずれにしても、経済的支援だけでなく技術的支援も行われたと考えられる。

近年調査が進んでいる南九州市金峰町の中岳山麓窯跡群は、9世紀半ばから10世紀の須恵器窯跡であり、その製品は南島（種子島・喜界島・徳之島）でも確認されている（中村直子・篠藤マリア 2015）。窯の構造などについては、熊本県荒尾市付近の須恵器窯との関わりが説かれており、今後の研究に期待がかかるところである。

主要参考文献

- 井上辰雄 1974『隼人と大和政権』学生社
- 梶原義実 2010『国分寺瓦の研究』名古屋大学出版会
- 鐘江宏之 1993「「国」制の成立」(『日本律令制論集』上巻 吉川弘文館)
- 熊谷公男 2019a「蝦夷・隼人と王権」仁藤敦史編『古代王権の史実と虚構』竹林舎
- 熊谷公男 2019b「古代の城柵と山城」
鞠智城シンポジウム『古代の山城と東北城柵』熊本県
- 新川登亜男 1982『大分県史 古代編1』第二章
- 杉井健 1999「炊飯様式からみた東西日本の地域性」
(佐原真・田中琢編『古代史の論点6 日本人の起源と地域性』小学館)
- 鈴木拓也 1998「古代東北の城柵と移民政策」(『古代東北の支配構造』吉川弘文館)
- 鈴木拓也 2010「文献からみた古代山城」『条里制古代都市研究』26号
- 津田左右吉 1963「クマゾ征討の物語」(『津田左右吉全集』第一巻 岩波書店)
- 中村直子 2015「成川式土器の時代」(橋本達也編『成川式土器ってなんだ? 一鹿大キャンパスの遺跡で出土する土器一』鹿児島大学総合研究博物館)
- 中村直子・篠藤マリア 2015『中岳山麓窯跡群の研究』鹿児島大学埋蔵文化財調査センター
- 永山修一 2009『隼人と古代日本』(同成社)
- 橋本達也 2007「古墳築造南限周辺域社会と「隼人」」(『古墳以外の墓制による古墳時代墓制の研究』鹿児島大学総合研究博物館)
- 橋本達也 2012「九州南部」
(一瀬和夫他編『古墳時代の考古学2 古墳出現と展開の地域相』同成社)
- 橋本達也 2015「成川式土器と鹿児島の古墳時代研究」(橋本達也編『成川式土器ってなんだ? 一鹿大キャンパスの遺跡で出土する土器一』鹿児島大学総合研究博物館)
- 早川和賀子 2017「南九州における律令期の寺院造営—国分寺を中心に—」
『日本考古学協会 2017年度宮崎大会 研究発表資料集』
- 林陸朗 1979「文武朝の隼人戦争」『國學院雑誌』第80巻11号
- 藤井大祐 2009「古墳時代薩摩地域における石棺墓の展開と特質—板石積石棺墓を中心に—」
橋本達也他編『薩摩加世田・奥山古墳の研究』鹿児島大学総合研究博物館
- 松本政春 2003「征隼人軍の編成と軍団」『奈良時代軍事制度の研究』塙書房
- 山田英雄 1987「征隼人軍について」『日本古代史叢』岩波書店
- 吉川真司 2011『日本古代史3 飛鳥の都』(岩波書店)岩波新書

8世紀の国際情勢及び古代日本の对外措置からみる鞠智城の機能変遷過程に関する試論
—III期・IV期八世紀第4四半期を中心にして—

新飼 早樹子

本稿の目的は、鞠智城III期及びIV期八世紀第4四半期に焦点をあて、八世紀初期に至り瀬戸内海沿岸の古代山城の多くが廃止するなかで鞠智城が長期經營された意義を闡明し、III期とIV期の間で鞠智城に機能変化がみえる理由を国内事情と对外防衛という背景をもとに解明することを目的とする。

管見のかぎり、直接鞠智城との对外防衛に関する史料はみえないものの、日本のおかれた国際状況により、防衛意識の高まりがみえる時期であり、鞠智城とも無関係ではないと結論付けた。

第一に、「北路禁断」にみる日本の対応は、太宰府において外国使節の管理を建前上であったとしても一括しようと試みたとするならば、太宰府を含む九州の重要性は高まったと考えられる。当初から鞠智城は防御重視の観点で築城されているため、宝亀年間にみえるこのような太宰府での変化と関連して考察する必要がありこの時期に鞠智城においても对外意識の希薄化があったとは考えにくい。

第二に、新羅の国内混乱期と流来新羅人の時期は一致する。また鞠智城でも変化の見える時期である。このような点を背景とし考慮するなら、流来する新羅人の増加や使節団の増加で来航数の母数が増加したことは否定できず、当該期日本は对外防衛という現実的な問題に直面していたといえる。

第三に、誓固令と新羅使節の来航状況は密接に連動するとの指摘は重要で、太宰府の四天王寺造営を東アジア的観点から考えるならば、新羅と同様に日本の場合も対的性格を持っていたと把握できる。このような新羅と日本の四天王寺を背景とする護国信仰と防衛意識が背景にあるとすると、宝亀年間の太宰府でも鎮護国家を目的とした護国信仰による对外防衛の気運が高まっていたことは間違いない。

最後に、八世紀の防衛施設として怡土城の複合的な目的をもつ軍事拠点としての城の在り方が注目される。これは、八世紀中葉以降の鞠智城の山城經營の在り方と合致する側面があり、对外防衛の在り方として大宰府、怡土城も含めた周辺地域勢力とのかかわりの中で鞠智城の对外防衛の意味を考える必要がある。しかしながらこの点については、解説できない部分が多い。今後、八世紀中葉以降の九州所在の防衛施設と对外防衛意識の関連については、より相互的な検討が求められ、今後の課題としたい。

令和元年度鞠智城跡「特別研究」成果報告会

2020/03/08 於くまもと県民交流館パレア パレアホール

8世紀の国際情勢及び古代日本の対外措置からみる鞠智城の機能変遷過程に関する試論 —Ⅲ期・Ⅳ期八世紀第4四半期を中心にして—

新飼 早樹子

(ソウル大学校人文大学国史学科博士課程)

1、はじめに 一本稿における目的と問題点の所在—

目的：①鞠智城Ⅲ期及びⅣ期八世紀第4四半期に焦点をあて古代山城の多くが廃止するなか鞠智城が長期経営された意義を闡明

- ②Ⅲ期とⅣ期の間で機能変化がみえる理由を国内事情と対外防衛という背景に解明
- ✓ 鞠智城の兵站機能(五十嵐16)→地理的問題より国内外の兵站機能的な役割を考慮する必要
 - ✓ Ⅲ期及びⅣ期の変遷期と符合する宝亀年間(770~781)は、東アジア諸国で権力構造・社会情勢的に大きな変化

2、渤海・新羅人の来航増加の諸形態

地理的条件：有明海を見通すことができず、最も近い女山城も見通せない位置→有明海の侵入敵の確認と伝達については疑問

→熊本県南部、中央部の有明海あるいは八代海から上陸し陸路で北上してくる敵を迎撃(矢野17)

築城期の背景：七世紀後半に東アジアの情勢が緊迫し、それに対応する形で築城→白村江の敗戦により火急なる対外防衛整備の必要性

⇒機能の実態について複合的かつ重層的に考察する必要→鞠智城の対外防衛目的が同じレベルで断続的に維持された×しかし対外軍事目的を完全に喪失したのではないでは？

(1)「北路禁断」と大宰府

北路を禁断し大宰府の入港を要請→現実的には北路を利用

【史料1】『続日本紀』卷32 宝亀4年(773)6月戊辰(24日)条

(前略) ①又渤海使、取此道(=北路)來朝者、承前禁斷。 ②自今以後、宣依舊例、從筑紫道來朝。

【史料2】『続日本紀』卷34 宝亀8年(770)正月癸酉(20日)条

(前略) ①渤海入朝使、自今以後、宣依古例向大宰府、不得取北路來。」而今違此約束、其事如何。(中略)由是、②都蒙等發自弊邑南海府吐号浦、西指對馬嶋竹室之津。

而海中遭風、著此禁境。失約之罪、更無所避。

【史料 3】『統日本紀』卷 35 宝亀 10 年(779) 11 月乙亥(9 日) 条

(前略) 又不就筑紫。巧言求便宜。加勘當勿令更然。

780 年以後とは異なり現実受容・方針転換の段階というよりも、北路利用制限の段階(鄭 15)

大宰府において外国使節の管理が建前上であったとしても一括しようと試み→大宰府を含む九州の重要性→大宰府を通じ一度安置し入京させるという中央集権的な入京管理を目指した外交権の掌握という点は重要

(2) 「流來」する新羅人

宝亀年間を契機として頻発する新羅流民(漂着)問題

【史料 4】『統日本紀』卷 33 宝亀 5 年(774) 5 月乙卯(17 日) 条

乙卯。勅大宰府曰。比年新羅蕃人、頻有來著。尋其緣由。多非投化。忽被風漂。(後略)

【史料 5】『類聚三代格』卷 18 宝亀 5 年(774) 5 月 17 日官符

(前略) 新羅国人時有來着、或是帰化、或是流來。凡此流來非其本意。宣每到放還以彰弘恕。若駕船破損、亦無資糧者、量加修理、給根發遣。但帰化來者、依例申上。(後略)

「流來」は新たな来航形態→宝亀年間に新羅人の来着が恒常化し日本側がその対策を示さなければならない状況→对外意識の高まり

◎流來元新羅の国内状況

新羅: 恵恭王代に相当→中代から下代の移行期で時代的転換にともなう政権交代の一局面

『三国史記』『三国遺事』『新唐書』: 頻発する反乱の様子→不安定な社会状況

* 新羅が国内的に安定していたとは言えない時期

単純に漂着した新羅人のみではなく何らかの目的を持ち活動していた新羅人もいる→流來する新羅人の母数が増加したことは否定できない→对外防衛という現実的な問題に直面

(3) 新羅使と渤海使の大規模化

八世紀中ごろ以降、新羅使、渤海使の来航人数が増加(渤海使は宝亀年間集中)→渤海の対日外交が政治目的から経済目的へ変化(石井 01)→不特定多数に来着する流來新羅人、頻発する渤海使の来朝経路の問題への対応に迫られた→大宰府及び九州の重要性

3、日本の对外防衛措置

(1) 宝亀の縄海警固令

西海道の縄海警固問題(宝亀年間 2 回) 厳重な警戒態勢を維持させることによってトラブ

ルを未然に防止する意思（鄭 15）

【史料 6】『続日本紀』卷 36 宝亀 11 年（780）7 月丁丑（15 日）条

丁丑。勅、安不忘危、古今通典。宜仰緣海諸國、勤令警固。其因幡、伯耆、出雲、石見、安藝、周防、長門等國、（中略）又大宰、宜依同年節度使從三位藤原朝臣字合時式。

【史料 7】『続日本紀』卷 36 宝亀 11 年（780）7 月戊子（26 日）条

（前略）由是、簡練士馬、精銳甲兵、以示威武、以備非常。今北陸道、亦供蕃客、所有軍兵、未曾教習、屬事徵發、全無堪用。安必思危、豈合如此。宜准大宰依式警虞。（後略）

（2）四天王寺と鎮護国家

大宰府四天王寺は新羅・新羅人ととの緊張関係を背景に鎮護国家を目的として創建

全く遺物の散布が見られなかった山頂近くの毘沙門（通称、鼓峰）の頂部周辺では八世紀後半頃の遺物が採取→この時期に造構の形成があった可能性（山村 98）

【史料 8】『類聚三代格』宝亀 5 年（774）3 月 3 日官符

（前略）如聞新羅兜韁不顧恩義、早懷毒心常為叩几咀、仏神難証虛或報応。宜令大宰府直新羅国高麗淨地奉造件像攘却其災。（後略）

「攘毒心常為兄咀」「攘却其災」は新羅人からもたらされる疫病か（三上 07）

【史料 9】『三国遺事』卷 2 文虎王法敏条 * 四天王寺の仏力による唐軍の敗北を強調

（前略）狼山之南有神遊林、創四天王寺於其地、（中略）唐兵無數至我境迴擊海上。（中略）朗曰、以彩帛假構宜矣、乃以彩帛營寺、草構五方神像、以瑜伽明僧十二貞明朗爲上首、作文豆婁秘密之法、時唐羅兵未交接風濤怒起、唐虹皆沒於水。

新羅人たちにとって羅唐戦争の勝利を引き寄せた最高の精神的な帰依処（尹 15）

四天王護國品：「隣国怨敵」が四兵を具し境界を侵犯して諸所の災変または疫病が発生しようとするとき經典の力で未然に防ぐ

大宰府四天王寺：四天王が国土の東西南北を護持する神であるとする『金光明最勝王経』の考え方に基づく（三上 17）

新羅四天王寺：王京の東西南北に位置する王室関係の成典寺院と「四天王像」には関連、新羅全域を守る役割（임영애 11）

新羅においては対外的には唐を、日本の場合は新羅を意識しつつも、四方を意識し守備するという護国信仰の在り方→新羅と同様に対自的性格有/護国信仰による対外防衛の気運

(3) 怡土城の防衛対象と肥前

沿岸部を突破された場合に廃城古代山城を活用した可能性○鞠智城も利用（五十嵐 15）
怡土城：対外防衛意識のみを目的×肥前国を特別に意識（長 86）大宰府の西側を守る軍事的要塞かつ肥前地域の不穏な動向を察知（前原市教育委員会 06）
→複合的な目的をもつ軍事拠点としての城の在り方、八世紀中葉以降の鞠智城の山城經營の在り方と合致する側面

肥前国植嘉島や松浦郡：新羅海賊の来襲地/唐、新羅人の頻繁なる漂着地

肥前地域と新羅間の密接な関係：小近島を含む肥前地方沿岸部の海人たちは、縄文時代以来朝鮮半島と交流。関係が悪化すると有明海沿岸の豪族は「有明ルート」を介し、朝鮮半島側との関係を密にする傾向（瓜生 18）＊『肥前国風土記』に見る土蜘蛛伝承（反政府分子）

土蜘蛛と大隅・薩摩の隼人をつなぐ線は『風土記』×一小近島神ノ崎遺跡の地下式板石積石室の分布から両者に接点→弥生時代から古墳時代に小近島の海人は、南は薩摩、北は対馬、朝鮮半島と海路を通じて交流（瓜生 18）「有明ルート」を有していた勢力も意識しての築城

*宝龜年間は 7 世紀末とは異なる新たな背景をもって対外防衛意識が高まった時期→鞠智城も対外防衛の側面において大宰府や怡土城の動きと連動しつつ防衛に備えていた可能性は否定できない→中央の要請と周辺の社会権力構造に対応する形で鞠智城は機能変遷を行い維持→8 世紀の中葉以降、ある一定の緊張関係が大宰府を筆頭に九州には存在

参考文献

- 石井正敏 2001『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館
五十嵐基善 2015「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」「鞠智城と古代社会」5
五十嵐基善 2016「西海道における武具の生産・運用体制と鞠智城」「鞠智城と古代社会」4
瓜生秀文 2018「怡土城に関する諸問題-怡土城築城担当者と「肥前守」について-」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会『大宰府の研究』高志書院
鄭淳一 2015『九世紀の来航新羅人と日本列島』勉誠出版
長洋一 1986「天平宝字五年の肥前国」「西南学院大学国際文化論集」1-2、西南学院大学学術研究所
前原市教育委員会 2006『国指定史跡 怡土城』前原市文化財調査報告書、第 94 集
三上喜孝 2007「光仁・桓武朝の国土意識」「国立歴史民俗博物館研究報告」134、国立歴史民俗博物館
矢野裕介 2017「有明海沿岸における古代山城の年代論」「徹底追究！大宰府と古代山城の誕生」
山村信榮 1998「国境における古代山城と仏教」「都府櫻」25、古都大宰府を守る会
임영에 2011「식구암 사천왕상의 도상과 불교 경전」「강좌미술사」37、한국불교미술사학회
尹善泰 2015「新羅 中代 成興寺院斗 密教 -중대 國家儀禮의 視覺化와 관연하여-」『선사와 고대』44、한국고대학회

律令国家と「鼓」 — 「鼓自鳴」記事との関わりから—

土居嗣和

『日本文徳天皇実録』には、天安2年（858）閏2月、6月にそれぞれ「菊池城」（鞠智城）の兵庫にある鼓がひとりでに鳴動したという記事がある。これは鞠智城が当該期に存続していることだけでなく、そこに鼓があったことをも示している。このことに注目し、本研究は、鼓の律令国家における機能を検討することから、鼓の置かれていた鞠智城の性格を明らかにしようとするものである。

まず、日本の律令国家が範とした中国において鼓がどのような思想・機能を有していたかということについて、『周礼』および復原唐令を手がかりに検討した。そして中国古代において鼓を擊つことは、軍事に限らず礼楽や時報など何らかの力を示すことであり、宗廟祭祀という中国古代の慣習にも密接に関わっていたことを明らかにした。また鼓が勝手に鳴ることは、何者かの力が示されることであったと指摘した。

次に、日本における鼓のあり方について、繼受過程と令規定に着目して検討した。そして壬申の乱前後という國家権力確立期に鼓が本格的に導入されたことから、軍事を中心として支配者の力を示すという性格を鼓がもっていたことを指摘した。また日本令（養老令）では唐令にみられた礼楽的規定が捨象され、兵士の陣列に鼓を用いるなど、軍事における使用に特化した規定に重点が置かれたことを明らかにした。

最後に、右のような背景をもつ鼓が置かれた鞠智城の性格と、「鼓自鳴」が国史に記事として取り上げられた意味を考察した。そして鼓の存在から、鞠智城に練兵施設としての機能もあったということを想定した。また「鼓自鳴」は、新羅兵乱の予兆としてよりも、「自鳴」そのものを把握することで天皇・国家による支配を確認するために注目されたと考えた。その上で、鞠智城の「鼓自鳴」が把握されたのは、東アジアの動乱のなかでつくられた来歴から、律令国家を支える城と見なされていたことによるのではないかと推測した。

律令国家と「鼓」 —「鼓自鳴」記事との関わりから—

早稲田大学高等学院・成城高等学校非常勤講師
土居綱和

はじめに

・天安2年の「鼓自鳴」

『日本文徳天皇実錄』天安2年(858)閏2月丙辰【24】・丁巳【25】条

「丙辰、肥後國言す、菊池城院兵庫鼓自ずから鳴る。丁巳、又鳴る」

『日本文徳天皇実錄』天安2年(858)6月己酉【20】条

「己酉、大宰府言す、(中略)又肥後國菊池城院兵庫鼓自ずから鳴る。同城不動倉十
一字火けり」

→鞠智城の存在を伝えるとともに、鞠智城に鼓が存在したことを示す。

↓

・「鼓があること」から、鞠智城の姿を明らかにできるのではないか。

※物集高見『広文庫』…項目「鼓」に小項目「鼓自鳴」を立て、上記記事を引用。

・先行研究での言及

・鼓が鳴る=兵乱の前兆、とくに新羅海賊の活発化を示す。

→ ①そもそも、なぜ鼓が鞠智城に置かれていたのか。

②なぜ「鼓が鳴る」という現象が国史に記載されたのか。

・本研究の方法

1) 日本の律令国家が範とした中国における、鼓の思想・機能の考察。

2) 日本古代における鼓の伝来、日本令における鼓の機能の考察。

3) 鞠智城に鼓が置かれた理由、その「自鳴」が国史に記載された理由の検討。

⇒9世紀の鞠智城の姿を明らかにする。

1、中国古代における鼓の思想と機能

(1) 鼓の思想

・中国古代の「鼓」のあり方

→日本の律令国家にも影響を与えた『周礼』から検討。

・『周礼』にみえる鼓の機能(訓説は本田二郎『周礼通釈』による)

a.鼓人:「六鼓・四金の音声を教うることを掌り、以て声楽を節し、以て軍旅を和し、以て田役を正す」(地官)

※六鼓…雷鼓(神祀)・靈鼓(社祭)・路鼓(鬼享=宗廟祭祀)・鼙鼓(軍事)・
鼙鼓(役事=徒役集散)・晉鼓(金奏=奏楽)。

b.大司馬:「中軍鼙を以て鼓を令す。鼓人皆三鼓す。群司馬錚を振るい、司馬錚を振るい、
車徒皆作る」(夏官)

c.大僕:「路鼓を大寝の門外に建てて、其の政を掌る。(中略)凡そ軍旅・田役には、王
の鼓するを贊く。日月を教ふにも、亦た之の如くす」(夏官)

d. 鐘師：「凡そ祭祀には其の金奏の楽を鼓す。饗食・賓射にも亦た之の如くす。軍大いに獻すれば則ち其の懇樂を鼓す。凡そ軍の夜には三鼓皆之を鼓す。守護にも亦た之の如くす」（春官）

→1. 軍事的利用。

2. 楽における利用 ※鬼神の降ることを願うもの（進藤 1982）。

3. 儀礼（日食・月食、祖先祭祀）。

4

「鼓人は是れ樂官なり。而るに司徒に属するは、其の鼓役事を兼ね掌るを以ての故なり」（『周礼注疏』〔唐・賈公彥〕）=役・樂を併せる。

・鼓の基本的考え方

・怪獸「夔」の皮・骨から鼓がつくられ、「声五百里に聞こえ、以て天下に威す」（『山海經』大荒東經）=鼓を擊つことは威を示すこと。

5

・鼓が（勝手に）鳴るのは、何者かの威が示されること。

①「神術」を操る王番が長官をつとめる役所の鼓が勝手に鳴る（『後漢書』方術列伝）。

②樂浪郡には、敵兵が入ってくると勝手に鳴る鼓がある（『三国史記』高句麗本紀）。

（2）唐令における鼓の規定

（ア）鼓にかかる官職

・太史局典鼓（職員一三）…漏刻をもとに鼓によって時を知らせる。

・太常寺鼓吹署（寺監八）…鼓吹の調習を行う。歎薄の儀に備える。

※太常寺…礼儀・祭祀をつかさどる役所。

（イ）時報

・宮城門の開閉合図（宮衛三乙）、門の開閉による人の出入制限（宮衛七）、市開催の合図（閑市六）。

（ウ）礼楽（日本令では繼受されず）

・樂のための鼓の設置・種類など（樂令諸條）。

→種類とその使用法は、『周禮』におおむね一致。

・歎薄における鼓の使用一京官五品は四品に準ず（歎薄三甲）。

京での任官者以上について歎薄を与える（歎薄四）。

・日食・月食において鼓を擊つ（儀制一〇）。

（エ）軍事

・軍隊における鼓の設置（軍防一三・一四）。

→訓練・実戦における行動の合図（『新唐書』兵志）。

・行軍のさいの鼓角支給（樂八）。

（オ）皇帝権力の表象

・訴訟判決への不服申し立てを皇帝に伝える「登聞鼓」を擊つ（公式四〇）。

・赦免時に武庫令が鼓を擊つ（獄官四三乙）。

《まとめ》

・鼓を擊つ=何らかの力を示す。→鼓が鳴る=何らかの力が示される。

・鼓は、中国古代の慣習に基づく宗廟祭祀にも密接にかかわる。

2、日本における鼓

(1) 鼓の繼受過程

- ・推古 20 年 (612) 是歳
 - ・百濟人「味摩之」が帰化し「伎楽舞」が伝来（この際鼓も伝えられたか）。
- ・大化 2 年 (646) 正月朔
 - ・「(改新第 4 詔) 凡そ兵は、人身ごとに刀・甲・弓・矢・幡・鼓を輸せ」。
→具体的な用途は不明。
- ・天智 10 年 (671) 4 月
 - ・漏刻にあわせ、時報として鼓を設置。
- ・天武元年 (672) 7 月
 - ・壬申の乱の様子を「鼓吹の声、數十里に聞こゆ」と表現。
- ※『後漢書』光武帝紀の表現を借りたものだが、『万葉集』卷 2-199 に「整ふる鼓の音
は雷の音と聞くまで」とあることから、実際に用いられたと考えられる。
- ・天武 12 年 (683) 6 月
 - ・大伴望多の死にさいし、朝廷から鼓吹が与えられる。
- ・天武 14 年 (685) 11 月
 - ・鼓吹の私有禁止、郡家への収公。
→これに先立ち鼓吹調習（天武 10 年 3 月）、陣法訓練（同 12 年 11 月）が行われる。

⇒伎楽、時報、軍事の 3 側面。

- ・ただし伎楽はあくまで舞踊中心。中国のような礼楽的背景はない。
- ・時報…官制整備のすすむ天智 10 年に導入=天皇の支配を示す。
- ・軍事…壬申の乱において本格的導入。
=国家的軍事力を確保するうえで鼓の統制が不可欠と認識された（力を示すと
いう点から、葬礼の鼓も与えられたか）。

↓

- ・軍事力を中心に、支配者の力を示すものとして鼓が受容された。
→鼓の本格的受容が天智・天武期にあたる。

(2) 日本令における鼓の規定

(ア) 鼓にかかるる官職

- ・陰陽寮守辰丁（職員 9）…鐘鼓を用いて時刻を知らせる。
→鼓で時を、鐘で刻を知らせる（延喜陰陽寮式 19）。
- 「時守の打ち鳴す鼓數みれば時にはなりぬ逢はなくも怪し」（『万葉集』卷 11-2641）

※軍事用鼓との互換性：「勅すらく、漏刻を修理するの間、兵庫大鼓一面を陰陽寮に賜
ふ」（『日本三代実録』貞觀 8 年 4 月 26 日）

- ・雅楽寮腰鼓師（職員 17）…雅楽に用いる鼓の教習を行う。
- ・兵部省鼓吹司（職員 27）…鼓吹の調習を掌る。地方の鼓吹戸をも管轄。
- ・大宰帥（職員 69）、國守（職員 70）…「鼓吹」を掌る。

→軍團における軍事訓練の掌握をさすか（胡口 1981、下向井 1987）。

※樂・齒簿については、日本令に篇目なし。

(イ) 時報

- ・宮城門の開閉合図（宮衛 4）、京内通行の統制（宮衛 24）、市の開催・解散（関市 11）。
- (ウ) 中央の軍事

- ・元日などに儀仗を立て、威儀を示す（宮衛 22）。
 - a. 「元日は夫れ五轡を装ひて鉦鼓有るなり」（宮衛令集解「凡元日朔日」部分古記）
 - b. 「天皇大極殿に御して朝を受く。（中略）其の儀、朱雀門左右、鼓吹・騎兵を陣列す。元会の日、鉦鼓を用いること、是より始まれり」（『続日本紀』巻龜元年 [715] 正月朔）
 - c. 「（上略）鼓吹司解に備へらく、『軍旅の設、吹角を本とす。征戰の備、鉦鼓を先とす。今吹角長上三人有るに、曾て鉦鼓の師となし、威儀の日に至りて、進退の節を失ふこと有らん』（下略）」（『類聚三代格』所収延暦 19 年 [800] 10 月 7 日官符「廢置長上事」）
- ↓
- ・元日の威儀=鼓吹を用いて兵士を陣列させるという、閨兵のようなもの。

(エ) 地方の軍事

- ・軍団に鼓二面などが置かれる（軍防 39）。
 - ・鼓などの私有禁止（軍防 44）。
 - ・關における鼓の設置（軍防 54）。
- 軍団における鼓吹の使用には、鼓吹戸が関与か。
- a. 各国に鼓生 2 人などが設けられる（延喜民部省式上 44）。
 - b. 大宰府諸国の鼓吹丁…筑前・肥後各 72 人、筑後・肥前各 54 人、豊前・豊後各 36 人（延喜民部省式上 76）。

↓

- ・軍団ごとに鼓吹丁が 18 人ずつ置かれている（訳注日本史料『延喜式』中注釈）。
- = 軍団において、鼓吹丁を用いた訓練が行われたか。

(オ) 葬具

- ・親王・大臣などの高官の葬具として、鼓などを官給（喪葬 8）。
- 鼓などの葬具は喪儀司から与えられる（職員令集解）。ただし喪儀司は大同 3 年（808）に鼓吹司に吸収されている（『類聚三代格』所収大同 3 年正月 20 日官符）。

《まとめ》

- ・日本では中国のような鼓の慣習的背景がないため、軍事利用が鼓の主な機能となった。
- ・今では、鼓が兵士の陣列に用いられる規定に重点。統括は兵部省鼓吹司が行う。

3、鞠智城と鼓

(1) 鼓からみた鞠智城

- ・天安 2 年の鞠智城…第Ⅳ期に相当。

- ・当該期における鞠智城の機能

- ・在地豪族の監視（柿沼 2014、堀内 2018）。
- ・倉庫機能（能登原 2014、野木 2017）、不動倉（古内 2014、里館 2019）、食糧備蓄（矢

野 2018)。

- ・兵庫 (林 2019)、兵站 (五十嵐 2016、須永 2017)。

※倉庫機能の説明では、鞠智城が広大かつ平坦な台地をもっていることに注目。

- ・私見…軍事教練施設（練兵場）としての機能も存在したのではないか。
 - ・鼓の存在、鞠智城内に広大かつ平坦な台地の存在、肥後国「鼓吹丁」の存在。
 - ・軍團制が選士統領制となった（天長 3 年 [826]）とともに、練兵が引き続き行われていたため、天安年間にも鼓が存在したと考えられる。
 - ・新羅・隼人などの相手を問わず、陸戦を行う上での集団行動を訓練。
- ※機能喪失…『日本三代実録』元慶 3 年「菊池郡城院」の「兵庫戸自鳴」 = 鼓の消失。

(2) 「鼓自鳴」記事の意味

- ・先行研究…新羅来襲などの対外危機・兵乱（酒寄 2014、加藤 2016 など）
→貞觀・元慶年間において、鼓自鳴などの怪異が「兵乱の前兆」として捉えられている。
- ・先行研究の問題点…天安年間にただちに援用してよいか
・「鼓自鳴」と新羅来襲を結びつけることに慎重になるべき（清田 2015）。
※鼓の鳴動は兵士召集の合図（濱田 2010）。
　　※
・「新羅海賊の前兆かどうか」という枠組みから脱却する必要があるのではないか。
→9 世紀が災害の多発する時期であるという時代的問題を踏まえた検討をすべき（榎本 2017）。
- ・国史と「鳴動」
・『続日本後紀』では怪異が「物怪」として認識され、その背景に個人的災いや社会的災害を想定 = 「物怪」を想定することで天皇の政治責任を回避（山下 2002）。
・災異を天皇が引責することで、倭国の天命思想を体现（松本 1990）。
→災異は、天皇の支配・治世と結びつけられるもの。
- ・『日本文徳天皇実録』における災異
・『文徳実録』の実質的筆者…『春秋公羊伝』などの漢籍に通じた都良香か（松崎 2001）。
・『文徳実録』は災異記事を多くとる。
→災異の責任を負うという形で、天皇の支配を確認したか。
⇒鞠智城の鳴動は、災異として認識・把握されることを通じて、文徳天皇、そして律令国家の支配を確認するべくして取り上げられた。
※中世…寺社が鳴動を伝えることで国家に自らの存在を訴える（黒田 2002、榎本 2009）。

むすびにかえて

- ・なぜ「鼓自鳴」のなかに鞠智城が取り上げられたか。
・練兵場になったとはいえ、もとは東アジア動乱のなかで作られた城。
　　※
・律令国家を支える城として認識されていたことを示すのではないか。

参考文献

- 五十嵐基善 2016 「西海道における武具の生産・運用体制と鞠智城」(『鞠智城と古代社会』4、熊本県教育委員会)。
- 榎本淳一 2017 「東アジア世界の変貌と鞠智城 一国際環境から見た九世紀以降の鞠智城一」(『鞠智城の終焉と平安社会 古代山城の退場』熊本県教育委員会)。
- 榎村寛之 2009 「奈良・平安時代の人々とフシギなコト」(東アジア怪異学会編『怪異学の可能性』角川書店)。
- 柿沼亮介 2014 「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」(『鞠智城と古代社会』2、熊本県教育委員会)。
- 加藤友康 2016 「平安期における鞠智城 一九世紀から一〇世紀の対外関係と『菊池城院』『菊池郡城院』一」(『律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会)。
- 清田美季 2015 「八・九世紀における古代山城の展開と官衙・寺院」(『鞠智城と古代社会』3、熊本県教育委員会)。
- 黒田智 2002 「鳴動論ノート」(『日本歴史』648)。
- 胡口靖夫 1981 「律令軍團制の軍事訓練制度(続) 一橋本裕氏の所論を読みて一」(『統日本紀研究』216)。
- 酒寄雅志 2014 「古代の東アジアの動向と鞠智城」(『古代山城の成立と鞠智城 古代山城鞠智城築城の謎を探る』熊本県教育委員会)。
- 里館翔大 2019 「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」(『鞠智城と古代社会』7、熊本県教育委員会)。
- 下向井龍彦 1987 「日本律令軍制の基本構造」(『史学研究』175)。
- 進藤英幸 1982 「中国古代における鼓に就いて」(『大東文化大学漢学会誌』21)。
- 須永忍 2017 「古代肥後の氏族と鞠智城 一阿蘇君氏とヤマト王權一」(『鞠智城と古代社会』5、熊本県教育委員会)。
- 野木雄大 2017 「十世紀における国家軍制と鞠智城」(『鞠智城と古代社会』5、熊本県教育委員会)。
- 能登原孝道 2014 「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」(熊本県教育委員会『鞠智城跡II 一論考編1—』)。
- 濱田耕策 2010 「朝鮮古代史からみた鞠智城 一白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ」(笠山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城 鞠智城を考える 一2009年東京シンポジウムの記録』山川出版社)。
- 林奈緒子 2019 「日本古代の兵庫と鞠智城」(『鞠智城と古代社会』7、熊本県教育委員会)。
- 古内絵里子 2014 「日本における古代山城の変遷—とくに鞠智城を中心として—」(『鞠智城と古代社会』2、熊本県教育委員会)。
- 堀内和宏 2018 「鞠智城と古代西海道の官衙・交通路」(『鞠智城と古代社会』6、熊本県教育委員会)。
- 松崎英一 2001 「日本文徳天皇実錄」(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下、吉川弘文館)。
- 松本卓哉 1990 「律令国家における災異思想」(黛弘道編『古代王權と祭儀』吉川弘文館)。
- 向井一雄 2014 「鞠智城の変遷」(熊本県教育委員会『鞠智城跡II 一論考編2—』)。
- 矢野祐介 2018 「鞠智城の変遷に関する一考察」(『大宰府の研究』高志書院)。
- 山下克明 2002 「災害・怪異と天皇」(『岩波講座 天皇と王權を考える8 コスモロジーと身体』岩波書店)。

律令国家の軍事行政における鞠智城

古田一史

鞠智城は築城以来、時代に応じて多様な役割を果たしてきた。その時代ごと、また軍事・外交・行政など各側面ごとの研究が多く積み重ねられてきており、鞠智城の多元的なあり方が明らかにされてきた。しかし、鞠智城の変遷を律令国家による地方支配の全体像と結びつけて理解する試みは、まだ十分にはなされていないよう思われる。

本稿では以上のような問題関心から、鞠智城の時期ごとの変遷を、西海道にとどまらず律令国家の全体像の中に位置付けようとした試みである。特に、地方に置かれた軍事施設としての側面と、多数の倉庫を持つ収納施設としての側面とに焦点を当てて検討を進めた。

鞠智城は、その築城背景からみて、孝徳朝以来地方に置かれてきた初期評駕と同様の性格を有している。鞠智城は七世紀以来の一連の地方支配整備の中で理解すべき存在なのである。大宝律令施行直後に対隼人の拠点として整備された鞠智城は、「筑紫城」として律令法に位置付けられ、兵庫・正倉という在地豪族からの軍事・財政権収公を象徴する施設でもあった。

鞠智城は当初兵部省による国司を通じた管理体制（兵部省勘会制）に位置付けられたが、官稻混合によって運営財源が正税に統合されると、正倉院としての性格を強めて民部省による国司を通じた財政的統制（民部省勘会制）に包摵された。

しかし九世紀に入ると正税・不動穀の支出と里倉による正倉の空洞化は拡大し、また官舍修理も適切に行われなくなっていく。鞠智城もこのような全国的傾向に対応するように、九世紀には施設の荒廃がみられ、ついに一〇世紀には廃絶するのであった。この過程は受領制の形成と同時に進行し、また律令軍制の変質・解体とも並行していた。

このように、鞠智城は律令国家による地方支配と軌を一にして浮沈しており、これはまた軍事行政の展開とも並行していたのである。今後、鞠智城という個別事例を、律令国家の全体像の中で議論することも必要となるのではないだろうか。

律令国家の軍事行政における鞠智城

東京大学大学院博士課程

古田一史

はじめに

○鞠智城の多様な役割

- ・鞠智城の役割は築城から廃絶まで、時代に応じて重点を変えてきた【佐藤 2014】。
唐・新羅の脅威への備え→隼人制圧の拠点→倉庫施設
 - ・築城から廃絶まで、一貫して収納施設としての機能を持つ。
→各時代において、収納施設としての鞠智城がどのように認識され、維持されてきたのか？
- 律令国家の全体像の中の鞠智城
- ・鞠智城の時代ごと、側面ごとの検討が多く重ねられてきた。
 - ・律令国家の全体像、特に地方支配に関する理解の中に、鞠智城を位置付けていく必要性。

1. 鞠智城の築城・繕治と律令制

○鞠智城の築城

- ・白村江敗戦を契機とする鞠智城の築城に筑紫火君ら在地豪族の協力【宮川 2013】。
- ・鞠智城所在地には、それ以前に在地豪族による防御施設的な集落が存在【木村 2018】。
- 交通・軍事の要衝にあった在地豪族の拠点を再利用。孝徳朝以降の初期評衡の特徴に一致【中山 1994】。
- ・古代山城は大宰・總領制と対応する地方支配拠点【仁藤 2014】。

○鞠智城築城は大化改新以来の地方支配整備過程に位置付けるべき事象。

- ・地方支配の進展とともに、全国的な軍制が整備されていく。

【史料 1】『日本書紀』天武天皇十四年（685）十一月丙午条

丙午、詔_四方国_曰、大角小角、鼓吹幡旗、及弓拋之類、不レ心レ存ニ私家ニ。咸收_于郡家_。

→各地の在地豪族が有する軍隊指揮具を収公。軍事権の中央への回収を象徴する出来事。

○菊鹿盆地周辺の豪族から回収された指揮具は鞠智城の兵庫に置かれたのではないか。

○鞠智城の繕治

【史料 2】『続日本紀』文武天皇二年（698）五月甲申条

甲申、令_三大宰府繕_治大野・基肆・鞠智三城_。

- ・対外的危機の低下と対隼人政策のため、鞠智城の施設を拡大整備【菊池 2014】。但し前線地域に近くはないので、後方からの段階的な物資供給拠点か【五十嵐 2015】。
- ・鞠智城内には、軍団糧や兵家稻と呼ばれる軍事財源としての稻穀を多く蓄積か【堀内 2018】。
- ・隼人との大規模な戦闘は早期に終結するが、鞠智城は引き続き維持される。

→背景に不動倉をはじめとする稻穀蓄積用の正倉の存在。

【史料 3】『延暦交替式』和銅元年（708）閏八月十日太政官符

太政官符。大税者、自今已後、別定_不動之倉_、以成_国貯之物_。〈郡別造_鎰一勾_〉国郡司等
各税文及倉案、注_其人・時・定倉_。〈後檢校欠徵所_連署_人上_〉

和銅元年閏八月十日

- ・クラにカギをかけることは在地豪族からの財政権収公を示す【渡辺 1989】。またカギを天皇のもとに置くことは、天皇を最高の首長とする律令国家のイデオロギーを象徴する【大津 1999】。

◎クラそのものが権力の象徴【三上 2005】。鞠智城の正倉は在地豪族から収公された支配権の象徴。

○律令制下の軍事行政

- ・鞠智城は「筑紫城」として律令法上に位置付けられている【大高 2013】。
- ・日本の兵部省には「城隍」の職掌。実際には大宰府・国司を通じた運用状況の管理。
- ・軍事施設維持財源としての兵家稻は国司のもとで運用され、その運用状況と軍事施設の状態が兵部省に報告されたか。
→公文勘会を通じた兵部省による国司統制 = 「兵部省勘会制」。
- ・類似したあり方を示すものに駅家の運用【永田 1997】。独自財源としての駅起稻で維持され、毎年状況が兵部省・兵馬司に報告された。
- ◎律令制的な兵部省による軍事行政とは、各地に置かれた軍事施設とその固有経費の運用を国司に委ね、公文勘会を通じて国司を統制する兵部省勘会制。鞠智城もこの中に位置付けられた。

2. 収納施設としての鞠智城と管理行政の再編

○正倉院としての鞠智城

- ・八世紀前半には内外の軍事的危機は低下したが、鞠智城内の施設は耐久性が向上。奈良時代を通じた稻穀蓄積の進展と対応か。

【史料 4】『続日本紀』天平六年（734）正月庚辰条

庚辰、勅、令_ニ諸國雜色官稻、除_ニ駅起稻_ニ以外、悉混_ニ合正稅上。

【史料 5】『続日本紀』天平十一年（739）六月戊寅条

六月戊寅、令_ニ諸國駅起稻、咸悉混_ニ合正稅_ニ。

→天平期、経費ごとに独立した雜官稻は正税に一元化（官稻混合）。

→鞠智城内の稻穀は正税・田租として管理され、鞠智城は正倉院となる。

・天平期、西海道に発した疫病の流行、軍団制の停止など、社会復興政策が打ち出される【吉川 2006】。

→西海道は軍団制停止の対象外ながら、被害の大きさから、鞠智城の守備兵を含む再編が行われたか。
鞠智城はこの時期ほとんど土器を出土しない。

・飢餓や災害、即位などの大事に際して不動倉から人々への給付。教民政策のイデオロギー的側面と、その基盤としての不動倉・正倉【寺内 1982】。

→人員の有無によらず、正倉院としての鞠智城には重要な意義が残る。

◎正倉と天皇制との不可分性【大津 1999】を背景に、支配理念の拠点としての鞠智城は存続。

○兵部省勘会制の後退

- ・天平十一年、駅起稻と同時に兵家稻も正税に混合。兵部省は独自財源をほぼ全面的に喪失。
- ・軍事施設の運営を民部省一国司の系統（民部省勘会制）に依存。軍事の財政への取り込みの端緒。
- ・背景に日本律令制の財政構造の特質。唐のような全国的軍事予算編成を持たず、地方軍事経費は国衙財政に依存【大津 1986・武井 2010】。
- ・在地豪族の財政権・軍事権を国司を介して利用・回収しようとした日本律令制の制約。地方の全機能は国司において一元化されるため、民部省勘会制に統合していくのは必然的な合理化。

◎兵部省による軍事施設維持は形骸化し、鞠智城は肥後国内の一官舍として把握されるようになったと考えられる。

3. 地方支配の転換と鞠智城の廃絶

○稲穀蓄積の後退

- ・八世紀後半以降も、鞠智城は正倉を中心に収納施設として存続した。

【史料6】『類聚三代格』卷十二正倉官舍事 延暦十年（791）二月十二日太政官符

太政官符

応レ造ニ倉庫ニ事

右被ニ大臣宣ニ偶、奉レ勅、如レ聞、諸国倉庫犬牙相接。縱一倉失レ火者、百庫共被ニ焚焼。於ニ事商量、理不レ合ニ然。今欲ニ改ニ旧倉ニ、恐勞ニ百姓ニ。自今以後、新造ニ倉庫ニ、各相去必須ニ十丈已上ニ。地有ニ寛狭ニ隨ニ便議置。但旧倉者修理之日亦宜ニ改造ニ。

延暦十年二月十二日〈統紀第2冊〉

→中央政府は諸国の正倉を維持すべきであるとの方針を示していた。

- ・一方で、九世紀には稲穀支出が増大していく傾向【吉川 2006・武井 2010】。

・天皇の宗教的・呪術的威から脱却が進行【大隅 1995・大津 1999】。

→正倉の持つ支配理念の象徴としての意義が低下したのではないか。

◎九世紀後半の受領制形成【佐藤 2002】と同時に、正倉の理念的側面が形骸化し、消費すべき財源となっていったと考えられる。

○正倉の無実化と鞠智城の廃絶

- ・諸国の官舍修理が適切に行われないことが、九世紀初頭から問題となっていく。

- ・九世紀後半には、不動穀などの不正利用も拡大。

【史料7】『類聚三代格』卷八不動動用事 貞觀八年（866）十二月八日太政官符

太政官符

応レ禁ニ制輒開ニ用不動穀ニ事

右不動之物国家貯積、非ニ有ニ官符ニ何輒開用。而頃年之間、諸国司等寄ニ事公用ニ、不レ待ニ報符ニ、且言且開。須ナ加ニ科責ニ令ニレ慎ニ将来ニ。官量ニ權宜ニ、許而不レ責、積習為ニ常。寔可ニ懲肅ニ。右大臣宣ニ、奉ニ勅、宣ニ早下知莫ニレ令ニ更然ニ。若猶不レ悛、科以ニ連勅ニ、不ニ曾寛宥ニ。

貞觀八年十二月八日〈三代実録第十三〉

→国司は公用と称して蓄積された不動穀を次々に支出していた。

・出舉未納による収入不足を書類上で正当化するため、百姓の私倉に稻を納入したことによる里倉が九世紀に拡大【坂上 1985・佐藤 2002】。実際には官物納入の停滞であり、正倉は空洞化していく。
→正税・不動穀の利用拡大と里倉の増加による納入停滞により正倉は空洞化。さらに国司が適正な維持を行わないこともあり、中央の意図を離れて正倉は消滅へと向かっていく。

・大宰府管内も全国的な動向と一致。大宰府の管内諸国に対する公文勘会の実効性の低下、大宰府自身の受領化と中央との乖離など、中央政府による統制を困難にする状況【佐々木 1984・西別府 1991】。

◎正倉院として維持されてきた鞠智城は、正倉の消滅に伴い廃絶へと向かったと考えられる。

○軍団制の停廃と軍事行政の転換

- ・天長三年（826）、西海道の軍団兵士制は解体される。選士・統領制で代替。

→大宰府管内の大幅な兵員削減。兵士が担った軍事施設修理などの業務を代替する人員は肥後国には置かれず、国司による労働力編成に依存。

◎兵士という管理要員を失った鞠智城は、正倉の無実化に伴い衰退か。

・軍団の解体は兵部省による兵員管理を消滅させる。僅かな常備兵力の他は、戸籍・計帳による國司の管理に依存。ここでも民部省一國司の系統に軍事行政が包摂される。

・九世紀を通じて、中央政府は地方の軍事動員を指導する意欲も失っていく【下向井 1979】。

→兵力・武装と軍事指揮を国衙に依存する新たな段階へ【寺内 2017】。

◎一〇世紀には、財政・軍事のいずれも諸国に委ね、中央では必要経費や結果のみを要求する状況になる。こうした地方支配・軍事行政の転換の中で、鞠智城も役割を終え、姿を消していったか。

参考文献

- ・五十嵐基善「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」『鞠智城と古代社会』3、2015)
- ・大隅清陽「九一一〇世紀の日本」(『岩波講座日本通史 第5巻』岩波書店、1995、第一章を吉田孝氏、第二章を大隅氏、第三章を佐々木恵介氏が執筆)
- ・大津透「唐律令国家の予算について」(大津「日唐律令制の財政構造」岩波書店、2006 所収、初出 1986・1990・2000)
- ・大津透「クラとカギ」(大津「古代の天皇制」岩波書店、1999 所収、初出同年)
- ・菊池達也「律令国家成立期における鞠智城」(菊池「律令国家の隼人支配」同成社、2017 所収、初出 2014)
- ・木村龍生「鞠智城の築城とその背景」(大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院、2018)
- ・佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論」(佐々木「日本古代の官司と政務」吉川弘文館、2018 所収、初出 1984)
- ・佐藤信「鞠智城の歴史的位置」(『鞠智城跡II—論考編1—』熊本県教育委員会、2014)
- ・佐藤泰弘「受領の成立」(吉川真司編『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館、2002)
- ・板上康俊「負名体制の成立」(『史学雑誌』94-2、1985)
- ・下向井龍彦「王朝国家国衙軍制の成立」(『史学研究』144、1979)
- ・武井紀子「律令財政構造と軍事」(『唐代史研究』13、2010)
- ・寺内浩「律令制支配と賄給」(『日本史研究』241、1982)
- ・寺内浩「平安時代の地方軍政と天慶の乱」(培書房、2017)
- ・永田英明「駅伝馬制管理行政の変質」(永田「古代駅伝馬制度の研究」吉川弘文館、2004 所収、初出 1997)
- ・西別府元日「九世紀の大宰府と国司」(『新版 日本の古代』3、角川書店、1991)
- ・仁藤敦史「広域行政区画としての大宰總領制」(『国史学』214、2014)
- ・三上喜孝「出舉の運用」(三上「日本古代の文字と地方社会」吉川弘文館、2013 所収、初出 2005)
- ・宮川麻紀「鞠智城築城の背景」(『鞠智城と古代社会』1、2013)
- ・山中敏史「古代地方官衙遺跡の研究」(培書房、1994)
- ・吉川真司「律令体制の展開と列島社会」(『列島の古代史8』岩波書店、2006)
- ・渡辺晃宏「平安時代の不動穀」(『史学雑誌』98-2、1989)

氏族からみた古代肥後の地域社会と鞠智城

溝口 優樹

鞠智城が築造された目的として、火君氏などの肥後の現地勢力への対処を想定する研究がある。また、鞠智城の築造に与した存在として肥後の勢力をとりあげる研究もある。本論文はこうした研究をふまえ、鞠智城が築造された背景を現地勢力との関係から捉えるための作業の一環として、肥後の古代氏族、とりわけ火君氏や菊池地域の諸氏族をとりあげ、その分析を通して当該地域の歴史的性質を明らかにしようとするものである。

火国造たる火君氏は從来、氷川流域（肥後國八代郡肥伊郷のあたり）から磐井の乱後に肥前などに進出したと考えられてきた。しかし、火君氏はそもそも広義の火国（令制下の肥前・肥後）の諸勢力が結集して成立した氏族であり、その倭王への仕奉の主たる内容は、火国における海上交通ルートの掌握であったと考えられる。また、火君氏は大分君氏や阿蘇君氏といった九州地方の諸氏族と同祖関係にある。系譜の分析からは、まず火君氏と大分君氏の間で系譜の接合がおこなわれ、さらにそのグループと阿蘇君氏が系譜を接合したと考えられ、そこに政治的関係の形成過程を見出すことができる。

鞠智城が所在する菊池地域に関わる氏族としては、久々智・大伴部・秦人の諸氏を復元することができる。このうち久々智・大伴部氏は大彦命後裔氏族として筑紫君氏と同祖関係にあたることから、その勢力下にあったことがうかがわれる。筑紫君氏の一族は倭王への食膳奉仕に従事しており、それを中央で統括する膳臣氏と政治的関係を結び、さらには同祖関係を形成するに至ったと考えられる。菊池地域の大伴部は、こうした筑紫君氏による倭王への食膳奉仕を背景として編成された集団であった。また菊池地域の秦人は、もともと筑紫君氏によって招来された渡来系集団であり、おそらく磐井の乱を契機として倭王権によって秦氏のもとに再編成されたものとみられる。

氏族からみた古代肥後の地域社会と鞠智城

大阪大学大学院文学研究科助教 溝口優樹

はじめに

- ・鞠智城の築造時期…7世紀代第3四半期（熊本県教育委員会 2012）
- ・鞠智城の築造背景として現地勢力との関わりを考える研究
 - (A) 火君氏など九州地方の勢力に対する牽制を目的として築造（富田 1979、木崎 2014、長 1991、柿沼 2014）
 - (B) 鞠智城の造営に与した勢力として肥後の氏族をとりあげる研究（宮川 2013、須永 2017）

【本報告の内容】

- ①火君氏とはどのような氏族か
- ②菊池地域にはどのような氏族がいたか

一、古代肥後の氏族—火君氏を中心に—

(1) 火国と火君氏

〔火君氏と火国〕

- ・火君氏の姓「火」…火国にかかる仕奉ヲ支配領域

【史料1】『肥前国風土記』総記

○肥前國者、本、与シ肥後國ヲ合フ為ム一國。昔者、磯城瑞鷹宮御宇御間城天皇之世、肥後國益城郡朝來名峯、有シ土蜘蛛打猿二人。帥シ徒衆一百八十余人、拒シ捍皇命、不レ肯シ降服。朝庭、勅遣シ肥君等健緒組ヲ伐之。於シ茲、健緒組奉リ勤メ、悉シ誅滅シ之、兼巡シ國裏、親シ察消息。到シ於八代郡白髮山、日晚止宿。其夜、虛空有シ火。自然燎シ、稍々降下、就シ此山ヲ燎シ之。時、健緒組見而驚怖、參シ上朝庭、奏言、臣辱被シ聖命、遠誅シ西戎、不レ罹シ刀刃、梟鏡自誠。自非レ誠シ靈、何得レ然シ之。更、舉シ燎火之状、奏聞。天皇勅曰、所レ奏之事、未シ曾所レ聞。火下之国、可レ謂シ火國。即、舉シ健緒組之歎、賜シ姓名曰火君健緒鉈。便、遣シ治ム此國。因シ曰シ火國。後分シ兩國、而為ム前後。又、繼向日代官御宇大足彦天皇、誅シ球磨贈シ于レ而、巡シ狩筑紫國。之時、從シ葦北火流浦、発船、幸シ於火國。度シ海之間、日没夜冥、不レ知シ所レ着。忽有シ火光、遙視シ行前。天皇、勅シ棹人曰、直指シ火处。応シ勅而往、果得シ着シ崖。天皇下シ詔曰、(火燎之処、此号レ何界。所レ燎之火、亦為シ何火。土人) 奏言、此是火国八代郡火邑也。但不レ知シ火主。于時、天皇詔シ群臣曰、今此燎火、非シ是人火。所シ以号シ火国、知シ其爾由。

前半（①部分）

- 1) 崇神天皇の時代、「肥君等の祖」である健緒組が勅をうけ、肥後國益城郡の朝来峰にいた土蜘蛛打猿らを誅滅した
- 2) 健緒組が国裏を巡って観察するなかで八代郡の白髮山に到って止宿した際、空に火がありおのずから燃えて降り、この山について燃えた
- 3) それを見て驚いた健緒組は朝廷に参上して報告したところ、天皇はそれを火の国というべきだとし、また功績を褒めて「火君健緒鉈」の姓名を賜与し、火国を治めさせた

4) 火国は後に前後2国に分かれた

後半(2部分) *『日本書紀』景行18年5月壬辰朔条に類似の伝承あり

- 1) 景行は葦北火流浦(『日本書紀』では葦北)から船で火国に向かった
- 2) 八代郡火邑(『日本書紀』では豊村)にいわゆる不知火があり、それにもとづいて火国というようになった
 - (A) 広義の火国…令制下の肥前・肥後をあわせた地域
 - (B) 狹義の火国…八代郡火邑(豊村)を中心とする地域

○火君氏の姓である「火」は(A)広義の火国に対応

- 1) 「肥君等の祖」である健緒組は、「火君健緒鉈」の姓名を賜与されて火国を治めることとなり、それが後に両国に分割されたとされる
- 2) 火君氏は令制下の肥前・肥後に分布

[火君氏の成り立ち]

・火君氏の展開…水川流域(八代郡肥伊郷)から肥前などに進出したとみるのが通説(井上1970a・b)



○広義の火国(令制下の肥前・肥後)の諸勢力の集合体が火君氏

- 1) 「肥君等の祖」健緒組は八代郡からみれば外來の存在
- 2) 「火邑」の旧称は「豊村」 → 火君氏の居住によって改称(それまで火君氏は住んでいなかった)
- 3) 健緒組は「肥君等の祖」 → 火君氏を構成する諸集団に共通の「祖」
- 4) 健緒組の名=肥前国杵島郡武雄の地と関係?



・火君氏の仕奉は肥前・肥後の拠点(海上交通との関わり)を前提として成り立つ
→肥前・肥後の拠点をつなぐ交通ルート(特に海上交通)の掌握が仕奉の具体的な内容

(2) 火君氏の同祖氏族

【史料2】『古事記』神武段

故、其日子八井命者、(茨田連・手島連之祖。)神八井耳命者、(意富臣・小子部連・坂合部連・火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連・雀部臣・雀部造・小長谷造・都郡直・伊余国造・科野国造・道奥石城国造・常道仲国造・長狭国造・伊勢船木直・尾張丹波臣・島田臣等之祖也。)神沼河耳命者、治天下也。

▽神八井耳命を祖とする氏族

→火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連は九州グループ

【史料3】『先代旧事本紀』国造本紀

火国造、瑞籬朝、大分国造同祖志貴多奈彦命兒、遅男江命定=賜国造。

(略)

阿蘇国造、瑞籬朝御世、火国造同祖神八井耳命孫、速瓶玉命定=賜国造。

・火国造と大分国造が志貴多奈彦命を介して系譜を接合(第2図①)

→(火国造+大分国造)のグループと阿蘇国造が、神八井耳命を介して系譜を接合(第2図②)

- ・火君氏と大分君氏が先に政治的関係を形成、そこに後から阿蘇君氏が加わった

二. 菊池地域の古代氏族

(1) 菊池郡の概要

- ・菊池（ククチ）郡…城野・水島・辛家・夜開・子養・山内・上甘・日理・柏原の9郷が所属（『和名類聚抄』）
- ・ククノチ（『古事記』『日本書紀』『延喜式』祝詞）=木の神
→菊池郡の名称は収生する木々（クク）あるいはそれを神格化したものに由来
- ・関連氏族…久々智・大伴部・秦人の諸氏

(2) 久々智氏

- ・8世紀後半、平城京右京四条四坊の戸主として鞠智足人（天平勝宝元年「大宅朝臣可是麻呂賀賤解案」）

【史料4】『新撰姓氏録』撰津国皇別

高橋朝臣。阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。日本紀不レ見。

佐々貴山君。同レ上。

久々智。同レ上。

▽9世紀初め頃、撰津国に久々智氏

→現在の尼崎市久々知に居住（撰津国川辺郡）

- ・久々智氏は大彦命後裔氏族

→肥後國菊池郡に分布する大伴部氏（後述）と同祖關係

○久々智氏はもともと菊池地域を本拠地とする氏族であり、後に撰津国川辺郡へ移住

(3) 大伴部氏

【史料5】東大寺大仏殿廻廊西地区出土木簡（奈良県教育委員会編 2000）

- ・薬院依仕奉人（大伴部島上 入正月□□／大伴部稻依 入正月五日） 肥後國菊池郡□妻郷人『□』
- ・『悲田 悲田院 充大口不口未 []』

476×43×4 011 型式

▽東大寺の大仏铸造に関わる木简。大伴部島上・大伴部稻依が药院（=施药院）から派遣されて铸造現場で勤務していたことを示す（東野 2010）

→大伴部島上・大伴部稻依は菊池郡子養郷の人

- ・大伴部には2系統…（a）大伴連氏系、（b）膳臣氏系（大彦命後裔氏族）

〔九州地方の大伴部〕

1) 肥後國葦北郡伴郷の大伴部…（a）大伴連氏系

2) 豊前國上膳郡の膳大伴部…（b）膳臣氏系

3) 筑紫國上陽咩郡（筑後國上妻郡）の大伴部…（b）膳臣氏系

・上妻郡は磐井の墓の所在地（=筑紫君氏の本拠地）。筑紫君氏は大彦命後裔氏族

○肥後国菊池郡の大伴部…(b) 講臣氏系

- ・もともと菊池地域を本拠地としていた久々智氏は大彦命後裔氏族

(4) 菊池地域と筑紫君氏

- ・菊池地域の氏族のうち、久々智氏と大伴部氏は筑紫君氏と同祖関係

→筑紫君氏の勢力圏

【史料6】『日本書紀』延喜21年6月甲午（3日）条

近江毛野臣率一衆六万、欲_レ往_レ任那_一。為_レ復興建新羅所_レ破南加羅・喙己呑_一、而合_レ任那上_一。於_レ是、筑紫国造磐井除謨_レ叛_一、猶予經_レ年。恐_レ事難_レ成_一、恒伺_レ間隙_一。新羅知_レ是、密行_レ貨路于磐井所_レ、而勸_レ防_レ逃毛野臣軍_一。於_レ是磐井掩_レ拋火豈二国_一、勿_レ使_レ修_レ職。外遼_レ海路_レ誘_レ致高麗・百濟・新羅・任那等国年貢職船_一、内遼_レ遣_レ任那・毛野臣軍上_一。乱語揚言曰、今為_レ使者_一、昔為_レ吾伴_一、摩_レ肩触_レ肘共_レ器同_レ食。安得_レ率爾_レ為_レ使、俾_レ余自_レ伏備前_一、遂_レ戰而不_レ受。驕而自矜。

▽磐井は火・豊の二国に勢力を張って職務をおこなわなかった

〔筑紫君氏が大彦命後裔（=講臣氏との同祖関係）をもつ事情〕

- ・国造一族による中央での侯王への奉仕…駿部・舎人（いすれも王宮の警護）および膳夫（食膳奉仕）
 - * 磐井も中央に上番した経験あり
- ・中央では講臣氏が膳夫を統括して食膳奉仕を差配
- 筑紫君氏と講臣氏の結びつき

○肥後国菊池郡の大伴部（および豊前国上勝郡の膳大伴部）は筑紫君氏が食膳奉仕をおこなうための基盤

(5) 秦人氏

【史料7】鞠智城跡貯水池跡出土木簡（熊本県教育委員会 2012）

「<秦人忍^{〔徒〕}口 五斗」

134×26×5 032型式

▽米の荷札木簡。時期は出土した粘土層の共伴遺物から7世紀後半～8世紀後半頃

- ・秦人忍の所属する国・郡・郷（里）などの記載なし
- 菊池郡に属する人物からの貢進（佐藤 2014）
- ・秦人…秦氏の傘下にある渡来系集団。中国一百濟系を自称するが、新羅系・加耶系の集団も含まれており、故地はさまざま
- もともと「畿内の在地豪族や国造に任せられた地方の首長の支配下にあった人民」が、王権直属の民として割き取られ、秦氏の下に編成されたもの（加藤 2009）

〔菊池地域の秦人を招来した勢力〕

- ・菊池地域…筑紫君氏の勢力圏

*同じく筑紫君氏の勢力圏である豊前国上勝郡には秦系氏族（秦部・勝姓者）が多く分布

→菊池郡（および上勝郡）の秦系氏族はもともと筑紫君氏が招來した渡来系集団

・磐井は朝鮮諸国と交流（史料6）。従者に新羅人（「国造本紀」伊吉嶋造条）



○磐井の乱を契機に筑紫君氏の配下から秦氏のもとに編成

おわりに —考察結果から鞠智城の築造背景を考える—

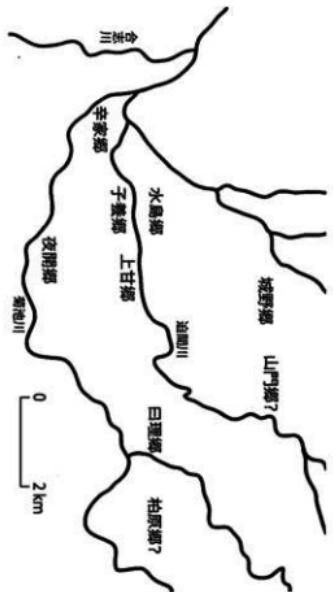
- ①火君氏はもともと倭王権のもと水上交通に関わる北部九州の拠点を掌握するため、その地域の諸集団が結集して成立した氏族
→鞠智城の築造との関わりを検討する際は念頭におく必要
- ②九州地方における国造氏族間の政治的関係をめぐっては、まず火君氏と大分君氏が結びつき、そこに阿蘇君氏が加わったと考えられる
・『延喜式』駅路以前の官道である車路（鶴島1979・1997）は各氏と関係する地域を通過または接続
→官道の形成過程、さらにはその沿線に築造された鞠智城の築造事情を考える手がかりに
- ③菊池地域はかつて筑紫君氏の勢力圏にありながら、令制下では肥後国の領域
→そこに鞠智城が立地していることは何を意味するのか、検討を深める必要
- ④鞠智城は秦人が分布する地域に所在
→王権の直轄的な性格が強い秦人が労働力として動員された可能性。秦人のもつ土木・建築技術との関わりも視野に入れる必要

参考文献

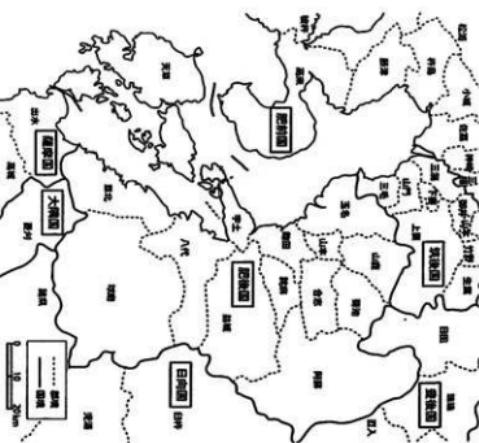
- 井上辰雄 1970a 「筑・豊・肥の豪族と大和朝廷」 銚山猛・田村國澄編『古代の日本 3 九州』 角川書店
- 井上辰雄 1970b 『火の国』 学生社
- 柿沼亮介 2014 「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』2 熊本県教育委員会
- 加藤謙吉 2009 『秦氏とその民—渡来氏族の実像—（新装版）』 白水社、初出1998
- 木崎康弘 2014 「「鞠智城遷地論」覚書」『鞠智城跡II一論考編2—』 熊本県教育委員会
- 熊本県教育委員会 2012 『鞠智城跡II』
- 佐藤信 2014 「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡II一論考編1—』 熊本県教育委員会
- 須永忍 2017 「古代肥後の氏族と鞠智城—阿蘇君氏とヤマト王権一」『鞠智城と古代社会』第五号 熊本県教育委員会
- 長洋一 1991 「鞠智城について」『都府楼』12
- 鶴島俊彦 1979 「古代肥後国の交通路についての考察」『駒沢大学大学院地理学研究』9
- 鶴島俊彦 1997 「肥後国北部の古代官道」『古代交通研究』7
- 東野治之 2010 「東大寺大仏の造立と木簡」『書の古代史』 岩波書店 初出1989
- 富田鉱一 1979 「鞠智城」『日本城郭大系 第一八巻 福岡・熊本・鹿児島』 新人物往来社
- 奈良県教育委員会編 2000 『東大寺防災施設工事・発掘調査報告書 発掘調査篇』 東大寺
- 宮川麻紀 2013 「鞠智城築城の背景—肥君の拠点と交通路の複眼的研究—」『鞠智城と古代社会』1 熊本県教育委員会

第1表 肥後の氏族分布

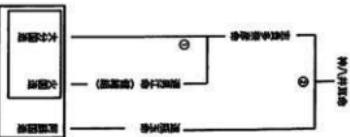
第2表 火君氏の分布



第一回 呪怨の部



第2回 「國語本紀」にみる少國譜の同祖關係



この電子書籍は、第8回鞠智城跡「特別研究」成果報告会 発表レジュメ集8を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、古代山城がある市町村教育委員会、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：第8回鞠智城跡「特別研究」成果報告会 発表レジュメ集8

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦2022年7月1日